

## 津市地域包括支援センターの人員及び運営の基準について

## 1 背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、これまで厚生労働省令で定めていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を条例で定めることが義務付けられました。

このため、介護保険法第115条の46第5項の規定により、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、必要な基準を定めようとするものです。

## 2 基準の概要

## (1) 人員の基準

## ア 基本配置基準

第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	保健師等 1人 社会福祉士等 1人 主任介護支援専門員等 1人

## イ その他の基準

アの基準にかかわらず、効率的な運営に支障がある場合又は特定の地域に設置することが必要と津市介護保険事業等検討委員会で認められた場合は以下の基準で配置することができます。

第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等から1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等から2人
おおむね2,000人以上3,000人未満	保健師等1人及び社会福祉士等又は主任介護支援専門員等のいずれか1人

## (2) 運営方針

ア 地域包括支援センターは、包括的支援事業を実施することにより、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営

むことができるようにしなければならない。

イ 地域包括支援センターは、津市介護保険事業等検討委員会の意見を踏まえて、適切、公正及び中立な運営を確保しなければならない。

### 3 今後の対応

津市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の制定についての議案を平成27年第1回津市議会定例会へ提出する予定です。

○介護保険法（抜粋）

（地域包括支援センター）

第百十五条の四十六 略

2～4 略

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

7～12 略

○介護保険法施行規則（抜粋）

（法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

(1) 保健師その他これに準ずる者 一人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 一人

(3) 主任介護支援専門員（第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1) 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援セ

ンターを設置する場合

- (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。（3）及び次号ロにおいて同じ。）において認められた場合
- (3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか一人

二 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事

業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。